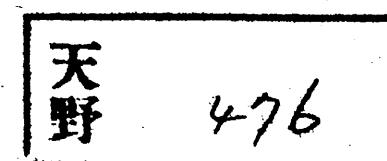
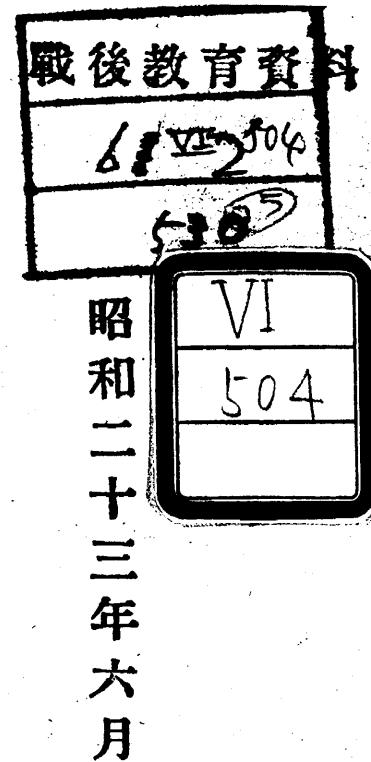
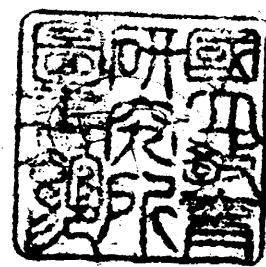


大日本育英會

大日本育英會諸規程
總規



VI-504



目 次

大日本育英會法	(昭和十九年二月十六日) (法律 第三十六號)
大日本育英會法施行期日ノ件	(昭和十九年四月十四日) (勅令第二百七十四號)
大日本育英會法施行令	(昭和十九年四月十四日) (勅令第二百七十一號)
大日本育英會定款	(昭和十九年四月十八日) (文部大臣認可雜專二二號)
定款第八條第五項ニ依ル理事ノ順位ノ件	(昭和十九年四月二十日) (達 第九十九號)
大日本育英會職制	(昭和十九年四月二十日) (達 第一百一號)
理事ノ事務主管ノ件	(昭和十九年五月一日) (達 第十九號)
大日本育英會支部規程	(昭和十九年四月二十日) (達 第二號)
大日本育英會委員部規程	(昭和二十年一月十日) (達 第三十五號)
大日本育英會獎學生推薦委員會規程	(昭和十九年四月二十日) (達 第三號)
文書處理規程	(昭和二十二年五月二十九日) (達 第七十三號)
大日本育英會獎學規程	(昭和二十二年十月十一日) (達 第六十一號)

大日本英英會法

(昭和十九年二月十六日
法律第三十號)

第一章 總則

第一條 大日本育英會ハ優秀ナル學徒ニシテ經濟的理由ニ因リ修學困難ナルモノニ對シ學資ノ貸與其ノ他之ガ育英上必要ナル業務ヲ行ヒ以テ國家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス

大日本育英會ハ法人トス

第二條 大日本育英會ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

大日本育英會ハ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ置クコトヲ得

第三條 大日本育英會ノ基金ハ百萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
政府ハ大日本育英會ノ基金トシテ百萬圓ヲ支出スベシ

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第四條 大日本育英會ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 基金及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ノ變更ヘ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第五條 大日本育英會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 大日本育英會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

東京都、北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ大日本育英會ノ事業ニ對シテハ地方稅

ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヘ此ノ限ニ
在ラズ

第七條 大日本育英會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法
律ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 大日本育英會ニ非ザル者ハ大日本育英會又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一
項ノ規定ハ大日本育英會ニ之ヲ準用ス

第二章 職員

第十條 大日本育英會ニ役員トシテ會長一人、理事長一人、理事三人以上、監事一人以上及評議員
若干人ヲ置ク

第十一條 會長ハ大日本育英會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ大日本育英會ヲ代表シ會長ヲ輔佐シテ大日本育英會ノ業務ヲ掌理
ス

四

理事長ハ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ大日本育英會ヲ代表シ會長及理事長ヲ輔佐シテ大日本育英會ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ大日本育英會ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ業務ニ關スル重要ナル事項ニ付會長ノ諮問ニ應ジ又ハ會長ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十二條 會長、理事長、理事、監事及評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ

會長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十三條 會長、理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又

ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 會長、理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 大日本育英會ノ役員其ノ他ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第三章 業務

第十六條 大日本育英會ハ左ノ業務ヲ行フ

一 學資ノ貸與

二 學資ノ貸與ヲ受ケル學徒ノ輔導

三 修學上必要ナル施設ノ設置及經營

四 前各號ノ業務ニ附滯スル業務

大日本育英會ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲タル業務ノ外其ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第十七條 前條第一項第一號ノ業務ニ要スル資金ハ大藏省預金部其ノ他ヨリノ借入金寄附金等ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第四章 會計

第十八條 大日本育英會ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

五

第十九條 大日本育英會ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ノ運用ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得

二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託會社ヘノ金銭信託

第二十條 大日本育英會ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ

作成シ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五章 監督及補助

第二十一條 大日本育英會ハ主務大臣之ヲ監督ス

第二十二條 主務大臣ハ大日本育英會ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 大日本育英會ハ大藏省預金部ヨリ借入金ヲ爲ス場合其ノ他主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ借入金ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 大日本育英會ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セ

ントスルトキ亦同ジ

大日本育英會ハ事業年度毎ニ事業計畫及收支豫算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第二十五條 主務大臣ハ大日本育英會ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキ其ノ他大日本育英會ノ業務運營上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ第十六條第一項第一號ノ業務ノ爲借入レタル借入金中一億七千四百萬圓ヲ限り其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第二十八條 政府ハ大日本育英會ニ對シ毎年度左ノ各號ノ金額ノ年百分ノ三・二ノ割合ニ相當スル金額ノ補助金ヲ交付スルコトヲ得

一 第十六條第一項第一號ノ業務ノ爲借入レタル借入金ノ額

二 第十六條第一項第一號ノ規定ニ依リ貸與シタル學資ノ返還金ヲ基礎トシテ勅令ノ定ムル所ニ

依リ算出シタル金額

八

前項ノ補助金計算ノ基礎ト爲スベキ金額ハ同項第一號ノ借入金ノ額ニ付テハ一億七千四百萬圓ヲ
限度トシ同項第二號ノ金額ニ付テハ九千百萬圓ヲ限度トス
前二項ニ規定スルモノノ外政府ハ大日本育英會ニ對シ第十六條第一項第一號ノ業務ニ關シ毎年度
豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第六章 罰則

第一十九條 左ノ場合ニ於テハ大日本育英會ノ會長、理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處
ス

- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第十九條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
- 四 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ大日本育英會ノ會長、理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處

附 則

トキ

- 一 一本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタル
トキ
- 二 第二十條ノ規定ニ依ル書類ヲ作成セザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不
正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ヘ其ノ書類ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケザルトキ

第三十一條 第八條ノ規定ニ違反シ大日本育英會又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下
ノ過料ニ處ス

附 則

トキ

- 一 第三十二條 本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 二 第三十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ大日本育英會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム
- 三 第三十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 四 第三十五條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ大日本育英會會長ニ引權グ
ベシ

九

會長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

大日本育英會へ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第三十六條 主席大臣ハ第三十四條ノ認可ヲ爲シタルトキハ財團法人大日本育英會ニ對シ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル財團法人大日本育英會ハ大日本育英會成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ大日本育英會之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外財團法人大日本育英會ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 登錄稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「恩給金庫」ノ下ニ「大日本育英會」ヲ、「恩給金庫法」ノ下ニ「大日本育英會法」ヲ、同條第十八號中「國民更生金庫」ノ上ニ「大日本育英會」ヲ加フ

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

VI-504

二十 大日本育英會ガ大日本育英會法第十六條第一項第二號又ハ第三號ノ業務ノ爲ニスル建物

又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第三十八條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ七ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ八 大日本育英會ノ業務ニ關スル證書帳簿

大日本育英會法施行期日ノ件 (昭和十九年四月十四日)

(勅令第二百七十一號)

大日本育英會法(昭和十九年四月十六日ヨリ)之ヲ施行ス

大日本育英會法施行令 (昭和十九年四月十四日)

(勅令第二百七十一號)

第一條 大日本育英會ノ設立ノ登記ハ會長ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

二

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 基金ノ總額

五 會長、理事長、理事及監事ノ氏名住所

六 理事長又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限

七 公告ノ方法

大日本育英會ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 大日本育英會ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 大日本育英會ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

大日本育英會ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 大日本育英會法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所並ニ代理人ヲ置キタル事務所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 登記スベキ事項ニシテ文部大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第八條 大日本育英會ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ大日本育英會登記簿ヲ備フ

第九條 本令ニ依ル登記ヘ會長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、會長ノ資格ヲ證スル書面及大日本育英會法第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令書ノ體本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十一條 大日本育英會法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲タル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十三條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及大日本育英會法第十三條ノ代

理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十四條 非訟事件手續法第百四十二條乃至第百四十九條、第百五十條ノ二乃至第百五十一條ノ六及第百五十四條乃至第百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第十五條 大日本育英會法第二十八條第一項第二號ノ金額ハ左ノ各號ニ依リ算出シタル金額トス

一 大日本育英會法第十六條第一項第一號ノ規定ニ依リ貸與シタル學資ノ返還金（以下返還金ト稱ス）ヨリ借入金ノ償還金ヲ控除シ殘額ヲ生ズルニ至リタル年度ノ次年度ニ於テハ前年度中ニ於ケル返還金ヨリ借入金ノ償還金ヲ控除シタル額

二 前號ニ規定スル年度ノ次年度ニ於テハ前號ノ金額ト前年度中ニ於ケル之ニ對スル大日本育英會法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル補助金額及返還金トノ合計金額ヨリ前年度中ニ於ケル借入金ノ償還金ヲ控除シタル額

三 前號ニ規定スル年度ノ次年度以降ニ於テハ前號ニ準ジテ算出シタル金額

附則

本令ハ大日本育英會法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大日本育英會ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ財團法人大日本育英會ノ解散ノ

登記ヲ爲シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

一六

大日本育英會定款

(昭和十九年四月十八日文部大臣認可雜專二二一號
昭和二十年六月十日變更文部大臣認可雜專三三號
昭和二十年十二月二十四日變更文部大臣認可雜專九三號
昭和二十一年十二月二十二日變更文部大臣認可雜專七三號)

第一章 總則

第一條 本會ハ大日本育英會法ニ依リテ設立シ大日本育英會ト稱ス

第二條 本會ハ優秀ナル學徒ニシテ經濟的理由ニ因リ修學困難ナルモノニ對シ學資ノ貸與其ノ他之
ガ育英上必要ナル業務ヲ行ヒ以テ國家有用ノ人材ヲ育成スルコトヲ目的トス

第三條 本會ハ主タル事務所ヲ東京都千代田區日比谷公園二番地ニ置ク

第四條 本會ノ公報ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 基金及資產

第五條 本會ノ基金左ノ如シ

恩賜金 百萬圓
政府支出金 百萬圓

第六條 本會ノ資產ハ左ニ掲グルモノヨリ成ル

一 政府補助金

二 寄附金

三 其ノ他ノ財產

第七條 本會ニ役員トシテ會長一人、理事長一人、理事三人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ

置ク

第八條 會長ハ本會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事長ハ會長ノ定ムル所ニ依リ本會ヲ代表シ會長ヲ輔佐シテ本會ノ業務ヲ掌理ス

理事長ハ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長ノ定ムル所ニ依リ本會ヲ代表シ會長及理事長ヲ輔佐シテ本會ノ業務ヲ掌理ス

一七

理事ハ會長ノ豫メ定メタル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ本會ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ本會ノ業務ニ關スル重要ナル事項ニ付會長ノ諮問ニ應ジ又ハ會長ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ニ諸問スペキ事項左ノ如シ

一定款ノ變更

二 業務ノ方法ノ設定及其ノ變更

三 事業計畫及收支豫算ノ設定並ニ其ノ重大ナル變更

四 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第九條 會長、理事長、理事、監事及評議員ハ文部大臣之ヲ命ズルモノトス
會長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十條 會長、理事長、理事及監事ノ報酬ノ額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ會長之ヲ定ム

第十一條 會長、理事長及理事ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 會長、理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 本定款ニ定ムルモノヲ除クノ外本會ノ職制並ニ職員ノ任免、給與、分限及執務ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第四章 業務及其ノ執行

第十四條 本會ハ左ノ業務ヲ行フ

一 學資ノ貸與

二 學資ノ貸與ヲ受クル學徒ノ輔導

三 修學上必要ナル施設ノ設置及經營

四 前各號ノ業務ニ附帶スル業務

本會ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ褐グ爾業務ノ外其ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第十五條 本會ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セント
スルトキ亦同ジ

本會ハ事業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ニ重大ナル變更ヲ加ヘン
トスルトキ亦同ジ

第十六條 本定款ニ定ムルモノヲ除クノ外本會ノ業務ヲ執行ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第五章 會計

第十七條 本會ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第十八條 本會ハ事業年度毎ニ收支豫算ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ニ重大ナル變更
ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第十九條 第十四條第一項第一號ノ業務ニ要スル資金ハ大藏省預金部其ノ他ヨリノ借入金（借入金
ヲ以テ貸與シタル學資ノ返還金ヲ含ム）、寄附金等ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二十條 本會ハ毎年度政府ヨリ大日本育英會法第二十八條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ受クルモ
ノトス

第二十一條 本會ハ大藏省預金部ヨリ借入金ヲ爲ス場合其ノ他文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ借入金ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 本會ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ソ運用ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得
- 二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託會社ヘノ金錢信託

第二十三條 本會ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ
文部大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第二十四條 本定款ニ定ムルモノヲ除クノ外會計ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第六章 定款ノ變更

第二十五條 本定款ヲ變更セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

定款第八條第五項ニ依ル理事ノ順位ノ件

本會定款第八條第五項ニ依ル理事ノ順位左ノ通定ム

第一類位
開口理

第三回 位高權重 瑞事

第四順位

第五順位 柴沼理高

卷之三

大日本育英會職制

第一章 組織

第一條 本會に左の五課一室を置く

卷之三

學資課

收納課

監查室

第二條　總務課では左の事務を掌る。

11

三

昭和十九年四月二十日達第十八號
昭和十九年九月一日變更達第二十六號
昭和二十一年十月十九日變更達第三十九號
昭和二十一年二月十八日變更達第四十八號
昭和二十一年八月十四日變更達第六十五號

VI-504

一 会印、役員職印の保管に關すること

二 役員の秘書に關すること

三 職員以下の任免、服務及び福利施設に關すること

四 役員會、評議員會その他會議に關すること

五 文書の收受、發送及び保存に關すること

六 定款及び諸規程の制定、改廢に關すること

七 登記、公告及び訴訟に關すること

八 寄附金品に關すること

九 警備及び取締に關すること

十 資產の管理に關すること

十一 豊算及び決算に關すること

十二 金錢の出納に關すること

十三 物品に關すること

二四

十四 営繕に關すること

十五 調査、統計及び資料の蒐集に關すること

十六 育英團體との連絡に關すること

十七 各課及び室の事務連絡に關すること

十八 他の課又は室の主管に屬しないこと

第三條 奨學課では左の事務を掌る。

一 奨學生の推薦に關すること

二 奖學生推薦委員會に關すること

三 本會業務の趣旨普及に關すること

四 學資課では左の事務を掌る。

第五條 収納課では左の事務を掌る。

二五

VI-504

一 貸與學資返還金の收納に關すること

二 借用證書その他貸與學資の返還に關すること

三 數理計算に關すること

二六

第六條 輔導課では左の事務を掌る。

一 奨學生の輔導に關すること

二 奖學生の成績、健康、性行等に關すること

三 學校及び家庭との連絡に關すること

四 貸與學資の廢止に關すること

第七條 監査室では支部事務の監査に關する事務を掌る。

第八條 事務は總て理事長の決裁を経て施行しなければならない。但し委任された事項に關してはこの限りでない。

第九條 理事は會長の命を承けて課及び室を主管する。

第十條 東京都、北海道及び府縣に本會支部を置く。

専門學校以上の學校には本會委員部を設けることが出来る。
支部及び委員部に關することは別にこれを定める。

第十一條 奖學生推薦のため推薦委員會を置く。

推薦委員會に關することは別にこれを定める。

第二章 職員

第十二條 本會に左の職員を置く。

主 事

參 事

書 記

技 手

第十三條 參事及び主事は上司の命を承けて事務を掌る。
書記は上司の指揮を承けて事務に從事する。

技手は上司の指揮を承けて技術に從事する。

第十四條 課に課長、室に室長を置き、多事又は主事の中から會長がこれを命する。課長及び室長は上司の命を承けてその課又は室の事務を掌理する。事務處理上必要があるときは課に係を置くことができる。

第十五條 課長又は室長が事故のあるときはその課又は室の上席職員がその事務を代理する。但し時宜に依り特に代理を命ずることがある。

附 則

第十六條 會計規程第七條、物品取扱規程第七條、第八條、第九條、第十二條、第十三條、第十六條中の「經理課長」を「總務課長」に改める。

(昭和十九年五月一日達第十九號)
 (昭和二十一年二月十八日變更達第四十九號)
 (昭和二十二年六月十二日變更達第七十六號)
 (昭和二十二年八月二十九日變更達第八十八號)

本會職制第八條に依る理事の事務主管を左の通り指命する。

總務課
輔導課
關口理事
學科課
監收室
查納課
高橋理事

大日本育英會支部規程

(昭和十九年四月二十日 達第二號)
 (昭和二十三年四月三十日變更達第八十九號)

第一條 新制高等學校獎學生ニ關スル事務ヲ處理スル爲東京都、北海道及府縣ニ本會支部ヲ置ク
 第二條 支部ハソノ名稱ニ都、道、府縣名ヲ冠シソノ事務所ヲ都、道、府縣廳内ニ置ク
 第三條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長
副支部長
幹事
若干名

支部長必要アリト認ムルトキハ前項ニ定ムル役員以外ノ役員ヲ置クコトヲ得

第四條 支部長及副支部長ハ會長之ヲ委嘱ス

支部長ハ支部ヲ統轄シ副支部長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事故アルトキハソノ職務ヲ代理ス

幹事ハ支部長之ヲ委嘱シ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條 支部長ノ諮問ニ應シ新制高等學校獎學生ノ選定ニ關スル事項ヲ審議スル爲支部ニ推薦委員

會ヲ置ク
推薦委員會ノ委員ハ十五名以内トシ支部長毎年之ヲ委嘱ス

前項ノ外推薦委員會ニ關シ必要ナル事項ハ支部長之ヲ定ム

第六條 支部ニハ支部長ノ定ムル所ニ依リ必要ナル職員ヲ置ク

附 則

第七條 新制中學校獎學生ニ關スル事務ハソノ卒業ニ至ルマデ從前ノ通り支部ニテコレヲ處理ス

大日本育英會委員部規程（昭和二十年一月十日達第三十五號）

第一條 獎學生ニ關スル會務ヲ處理スル爲大學、高等學校及專門學校ニ本會委員部ヲ置クコトヲ得

第二條 委員部ニ委員長一名及委員若干名ヲ置ク

第三條 委員長ニハ總長、學長又ハ學校長ヲ推シ委員ハ委員長ヲ之ヲ委嘱ス

大日本育英會獎學生推薦委員會規程（昭和十九年四月二十日達第三號）

第一條 獎學生推薦委員會ハ本會ノ諮問ニ應シ獎學生推薦ニ關スル事項ヲ審議ス

第二條 委員會ハ委員長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 委員長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ、會長事故アルトキハ理事長ソノ職務ヲ代理ス

委員長ハ會務ヲ處理ス

委員ハ會長毎年之ヲ委嘱ス

第四條 委員會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル。

第五條 委員會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス。

幹事ハ會務ヲ處理ス。

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム。

文書處理規程

(昭和二十二年五月二十九日
達 第 七 十 三 號)

第一條 本會に到達した文書及び本會より發送する文書は、總て總務課庶務係で取扱う。

第二條 總務課庶務係で文書を收受したときは、左の各號によつて處理する。

一 秘・親展でない文書（電報を含む）は、總て開披し、その件名・番號・年月日及び發送者名等を文書件名簿に登錄し、本書に受付番號及び年月日を記入して、主管課（室を含む）に配付し、受領印を徵する。但し、輕易なものは文書件名簿の登錄を省略する。

二 秘・親展文書（電報を含む）及び書留郵便物は、總務課長が開披して、前號に準じて處理す

る。但し、書留郵便物は前號によるのほか書留郵便物受付簿に登錄する。

三 金券は、金券送付簿に登錄の上、總務課經理係に送付して受領印を徵する。

總務課經理係では文書にその旨附記して主管課に回付する。

第三條 各課で文書の配付を受けたときは、決裁を受け又は供閱する等遲滞なく處理しなければならない。

第四條 各課の主管事務で他課に關係あるものは、合議しなければならない。

第五條 合議を受けた課で主管課と意見を異にし、又は文書の訂正を要すると認めるときは、相互によく協議し、その協議が調わないときは理事の裁定を受けなければならない。

第六條 起案文書を訂正したときは、訂正者がその箇所に捺印しなければならない。

第七條 文書の施行には、會長名・理事長名又は理事名を用いることができる。

その區別は定例に従い、疑義あるときは、豫め理事長の決裁を得なければならない。但し、輕易な照復は、會名・課長名又は課名を用いることができる。

第八條 決裁済の文書で施行を要するものは、主管課で淨書・校合の上總務課庶務係に回付して、

連絡なく施行の手續をしなければならない。

第九條 総務課庶務係で文書を発送するときは、件名・番號・年月日及び宛先等を文書件名簿に登録しなければならない。但し、軽易なものは、文書件名簿の登録を省略する。

第十條 文書の處理が完納したときは、主管課で完結印を押捺し、類別編纂の上保存しなければならない。

文書の保存に關することは別に定める。

第十一條 文書の番號は、左の例により毎年度更新する。

達第 號 會内に布達するもの。但し、毎年度更新しない。

總第 號 総務課に屬するもの。但し、借用證書は證第 號とし毎年度更新しない。

獎第 號 奨學課に屬するもの。

學第 號 學資課に屬するもの。但し、學資送金は學送第 號とする。

收第 號 収納課に屬するもの。

輔第 號 輔導課に屬するもの。

監第 號 監査室に屬するもの。

大日本育英會獎學規程

(昭和二十一年十月十一日達第六十一號
昭和二十三年四月二十一日變更達第八十八號)

第一條 本會は、新制高等学校以上の學校に在學し、品行方正、學術優秀、身體強健で、學資の支拂が困難と認められる學徒に學資を貸與する。

本會から學資の貸與を受ける學徒を獎學生といひ、貸與する學資を獎學金といふ。

第二條 獎學金の額は、左の區別により、本人の希望、家庭の事情などを參照して決定する。

一 新制高等学校又は之れと同程度の學校の獎學生 月額參百圓以内

二 専門學校、舊制高等學校又はこれと同程度の學校の獎學生 月額壹千貳百圓以内

三、大學文はこれと同程度の學校の獎學生 月額壹千貳百圓以内

第三條 獎學生志望者は、左の區別に從ひ學校長の推薦を受けて願出なければならない。

一 中學校の生徒で、新制高等學校又はこれと同程度の學校に入學後獎學生となることを志望するときは、現在在學してゐる中學校の學校長

二 新制高等學校又はこれと同程度以上の學校の學徒で、上級學校に入學後獎學生となることを希望するときは、現に在學してゐる學校の學校長

三 新制高等學校又はこれと同程度以上の學校の學徒で、その學校に在學中獎學生となることを希望するときは、現に在學してゐる學校の學校長

第四條 前條の願出には、在學學校長を経て、所定の左の書類を提出しなければならない。

一 獎學生願書

二 獎學生推薦調書

獎學生願書には、連帶保證人が連署しなければならない。

連帶保證人は本人の父兄母姉又はこれに代る者、でなければならない。

第五條 獎學生は、本會推薦委員會に諮つて決定する。但し、新制高等學校又はこれと同程度の學校の獎學生は、都道府縣の支部でその推薦委員會に諮つた者について、更に本會推薦委員に諮つて決定する。

前項の決定は新制高等學校又はこれと同程度の學校の獎學生については支部及び推薦學校長を経て、その他の學校の獎學生については推薦學校長を経て、本人に通知する。

第六條 志望上級學校に入學後獎學生となることを願出た者が、その學校に入學したときは、その

學校長を経て、直ちに在學證明書を提出しなければならない。

第七條 獎學生は、在學學校長を経て、毎學年末學業成績表を提出しなければならない。

第八條 獎學生は、左の場合には、連帶保證人と連署して、在學學校長を経て、直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのために届出しができないときは、連帶保證人から届出なければならない。

一 休學、轉學又は退學しようとするとき

二 本人、連帶保證人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあつたとき

第九條 獎學生は、毎月在學學校長を経て交付する。但し、特別の事情があるときは數月分を合せて交付し、又は直接獎學生に交付することがある。

第十條 特別の事情が生じたときは、獎學生の額を變更することがある。

獎學生は、何時でも在學學校長を経て、獎學生の減額又は辭退を申出ができる。

第十一條 奨学生が休學したときは、その期間奨學金を休止する。

第十二條 奨学生が左の各號の一に該當すると認められるときは奨學金を廢止する。

- 一 傷病、疾病などのために成業の見込がないとき
- 二 學業成績又は操行が不良となつたとき
- 三 學徒の本分に反するとき
- 四 奨學金を必要としない事由が生じたとき

第十三條 奖学生は、卒業前に、連帶保證人及び保證人と連署して、在學學校長を經て所定の奨學金借用證書を提出しなければならない。保證人は獨立の生計を營むものでなければならぬ。

獎學生が卒業前に、上級學校に進學し若しくは退學し又は奨學金を辭退し若しくは廢止されたときは、前項に準じて直ちに奨學金借用證書を提出しなければならない。

第十四條 奨學生であつた者は、奨學金返還完了前に本人、連帶保證人又は保證人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動のあつたときは、直ちに届出なければならない。但し、本人が疾病などのために届出ことができないときは、連帶保證人又は家族から届出なければならない。

第十五條 奨學金は、卒業の月の六ヶ月後から五年、十年、十五年、二十年又は二十五年の何れかの期間にその全額を月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。

但し、全額又は一部を一時に返還してもよい。

前項の月賦、半年賦又は年賦の最低金額は、別に指示する。

第十六條 奖學生が退學し若しくは奨學金を辭退し又は廢止されたときは、前條に準じて奨學金を返還しなければならない。

但し、特別の事情があるときは、別段の返還方法を指示する。

第十七條 奖學生が退學し若しくは奨學金を辭退し又は廢止されたときは、前條に準じて奨學金の返還を猶豫する。

第十八條 病気その他正當の事由のために奨學金の返還が困難な者には、願出によつて相當の期間その返還を猶豫する。

第十九條 正當と認められる事由がなくて奨學金の返還を遲延したときは、日歩二錢の延滞利息を徴收する。

第二十條 奨學生が死亡したときは、連帯保證人は、戸籍抄本及び奨學金借用證書を添へ在學學校長を経て、直ちに届出なければならない。

奨學生であつた者が奨學金返還完了前に死亡したときは、連帯保證人又は遺族は、戸籍抄本を添へて、直ちに届出なければならぬ。

第二十一條 奨學生又は奨學生であつた者が奨學金返還完了前に死亡したときは、奨學金の全部又は一部を免除することがある。この場合は連帯保證人又は遺族から、事情を具して願出なければならない。

第二十二條 この規定の實施について必要な事項は、會長が決定する。

附 則

第二十三條 昭和二十二年十二月一日以前に決定された奨學生については、第十五條を適用しないで從前の規定による。

第二十四條 昭和二十三年三月三十一日以前に奨學生であつた新制中學校生徒はその卒業に至るまで從前の通り學資を貸與する。

大日本育英會

本部

東京都千代田區日比谷公園二

支部

各都道府縣廳教育主管課内

VI-504